

# 令和6年度第1回北海道文化審議会 議事録

日時 令和6年8月2日（金）13:30～

場所 かでる 2.7 750 研修室

## 1 開会

### (事務局)

定刻となりましたのでただ今から令和6年度第1回北海道文化審議会を開催いたします。本日、会長選任までの間、進行を務めさせていただきます、道庁文化振興課の越田と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは開会にあたりまして、北海道環境生活部長の加納よりご挨拶申し上げます。

## 2 挨拶

### (加納環境生活部長)

皆さんこんにちは。北海道環境生活部長の加納でございます。今年度第1回目の文化審議会の開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。任期満了に伴いまして昨日付で、今期の委員の任命をさせていただいたところでございます。2年間の任期中、それぞれの立場から幅広いご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。本審議会につきましては、本道における文化振興に関する重要事項を調査、審議いただくため設置しておりまして、本道の文化振興に功績のあった方の顕彰や、文化振興施策の基本となる指針などについてご意見を伺うこととしております。本日はこの後、今年度の北海道文化賞の推薦状況や、北海道文化振興条例の点検状況についてご説明をさせていただくこととしております。忌憚のない発言をお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

### (事務局)

ありがとうございます。なお、部長の加納につきましては所用のため、これをもちまして退席とさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願いたします。

それでは、委員の任命についてであります。今年度は改選期でありまして、今回が改選後、最初の審議会となりますことから、皆様にはお手元に、辞令書の方を置かせていただいております。令和8年7月31日までが任期ということになりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、改選期でもございますので、ここで委員の皆様をご紹介させていただきます

<名簿順に紹介>

### (事務局)

本日の会議の成立要件についてですが、本日は13人の委員の皆様に出席をいただいておりますので、北海道文化振興条例第22条第2項に規定する。委員総数の2分の1以上を満たし、会議が有効に成立していることを報告いたします。

次に、本審議会の公開・非公開の取扱いについてご説明いたします。審議会については、北海道情報公開条例第26条により原則公開となっておりますが、議題の令和6年度北海道文化賞等の推薦状況については、個人のプライバシーに関する情報が含まれますことから、非公開として取り扱うこととしております。このため、公開の議題を先にご審議をいただき、その後、非公開の令和6年度北海道文化賞等の推薦状況についてをご審議いただくことといたします。

## 3 議題

### (1) 会長及び副会長の選出

#### (事務局)

それではこれより議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、会長が行うこととなっておりますが、会長が選任されておられませんので、選任までの間、引き続き私の方で進行させていただきます。

議題の(1)、会長及び副会長の選任についてになります。会長・副会長については、北海道文化振興条例第21条第2項の規定により、委員の互選により決定することとされています。このため、委員の皆様にごなたにするかを決めていただくこととなりますが、改選直後でもありますので、特にご提案がなければ、事務局の方で候補者を指名した上でご議論をいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

<異議なしとの意見>

それではそのようにさせていただきます。事務局といたしましては、審議会のこれまでの経過等もございますので、再任の委員から選任するのが良いというふうに考えておまして、平成30年より委員を務めていただいております加藤正叙委員を候補に指名させていただきます。いかがでしょうか。

<拍手>

ご賛同いただきましたので、それでは加藤委員に会長をお願いするということにさせていただきます。それでは、これ以後の進行につきましては、加藤会長に

お願いいたします。

**(加藤会長)**

ただ今、会長に選任されました加藤です。どうぞよろしくお願いいたします。審議会の円滑な運営に努めて参りたいと思いますので、皆様のご協力、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、副会長を選任したいと思います。副会長につきましても、委員の互選によることとされています。副会長は、会長を補佐する立場ですので、私のほうから候補者を推薦させていただくということで、よろしいでしょうか。

<異議なしとの意見>

それでは、副会長は、三ツ井委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

<拍手>

**(2) 北海道文化振興条例の点検・検討について**

**(加藤会長)**

それでは次の議題に入りたいと思います。議題(2)の、北海道文化振興条例の点検・検討について、事務局から説明をお願いいたします。

**(事務局)**

文化振興課の課長補佐の舘岡と申します。どうぞよろしくお願ひします。

それでは北海道文化振興条例の点検・検討について、お手元の資料 1-1 をご覧ください。北海道文化振興条例につきましては、文化の振興に関する道の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めるものとしております。この条例において、文化振興施策の基本となる文化振興指針を定めることなどを規定しております。道における、各種の条例につきましては、適宜必要な点検や見直しを行っているところですが、道民の権利を制限するものや、道民の生活に関わる政策に関するものなどにつきましては、これに加えて、5年に一度、定期的に点検等を行うこととしておりまして、文化振興条例がこの対象となっておりますことから、この度、事務局において、点検・検討を行いました。

まず、点検のポイントとなる視点についてでございますが、2の点検の視点という表にございますとおり、「必要性」「効果」「基本方針との適合性」「適法性」「規定の適正化」の5つの視点に基づき、社会経済情勢の変化等を勘案して点検を行うこととされています。

文化振興に関するこの間の社会経済情勢の変化等といたしましては、3の部分

にございますが、まず国の動きといたしまして、アイヌ施策推進法や文化観光推進法の施行、民族共生象徴空間ウポポイの開業などがございます。（２）の道内の動きとしては、北海道文化財保存活用大綱の策定や、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録、本審議会における審議を経て決定させていただきました、北海道文化振興指針の改定などがございます。また、社会環境の変化といたしましては、人口減少、少子高齢化の進行やグローバル化の進展、新型コロナウイルスの感染拡大などがございました。

次のページ、資料１－２をご覧ください。こちらが点検結果の具体的な内容となっております。まず、１番の必要性についてでございますが、条例の前文で掲げております「先人たちの遺した文化を大切に守り育て、新しい地域文化を創造するとともに、これらの文化の恵沢をすべての人が享受することのできる生活文化圏を築いていく」という決意は、現在においても目指すべき姿でございまして、不要な条項や見直しを要する条項も特になく、条例の必要性に変更はございません。

次に、２番目の効果のところでございますが、道における文化振興施策につきましては、この条例に基づき策定した、北海道文化振興指針により推進してきております。文化振興指針につきましては、本審議会でのご議論を経て、昨年３月に、社会経済情勢の変化等に対応するための所要の改正を行っておりまして、適時性が確保されていることから、現行規定の推進により、十分な効果を挙げていくことができると考えております。

次に、３番目、基本方針との適合性についてでございますが、この項目は、道の政策の基本的な方向を示す北海道総合計画などとの適合性を点検することとされております。条例に基づき策定した北海道文化振興指針は、北海道総合計画の政策の基本的な方向に沿って策定しているほか、先月策定された新たな「北海道総合計画」においても、政策の方向性として「ふるさとの歴史・文化の継承と発展、活用」が掲げられております。これは、道の基本方針と適合したものとなっております。

また、４番目の適法性と、５番目の規定の適正化につきましても、関連する法令等に触れるものはなく、改正が必要な事項はございません。以上が事務局で行った今回の点検の結果でございまして、社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行状況等について検討した結果、今後ともこの現行の規定に基づき、文化振興施策を推進していくことが適当と考えられることから、現時点においては特段の措置を講じる必要はないものと考えております。

なお、道といたしましては、本道の文化振興施策を効果的に推進するため、この規定による定期的な点検にとらわれず、今後とも社会経済情勢の変化等に応じ

て、適宜、点検や検討を行ってまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。説明は以上となります。

(加藤会長)

ただ今の説明につきまして、ご質問やご意見などがありましたら、発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

<質問・意見なし>

では、今の説明で、特段の見直しを要する点がなければ、本審議会としては、北海道文化振興条例について現時点において特段の措置を講じる必要はなく、現行の規定に基づいて文化振興施策を推進していくことが適当という意見とすることよろしいでしょうか。

<異議なしとの意見>

ありがとうございます。ではそのようにいたします。

### (3) 令和6年度北海道文化賞等の推薦状況について

非公開

<別冊北海道文化賞・文化奨励賞候補者資料に基づき事務局から説明>

## 4 その他（報告事項）

(加藤会長)

では最後に、4 その他 報告事項についてですが、事務局からお願いします。

(事務局)

それでは報告事項でございますが、次回の審議会の日程についてお知らせいたします。今年度第2回目の審議会につきましては、北海道文化賞等の選考などを議題といたしまして、8月27日火曜日、午前10時半から、ここ、かでの2.7の10階 1030会議室での開催を予定しております。開催についての詳細につきましては改めてご通知申し上げたいと思います。

(加藤会長)

あとはよろしいでしょうか。それでは本日の議事はすべて終了しました。それでは、この後の進行を事務局にお返しします。

(事務局)

加藤会長ありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和6年度第

1回の北海道文化審議会を終了させていただきます。本日はご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございました。